（空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官並びに空港保安防災教育訓練センター）

**第百二十二条**　（略）

2～6　（略）

7　空港保安防災教育訓練センターは、第二項各号に掲げる事項に関する対策のうち技術に関するものについての知識及び技能を習得させるための講習の実施に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8・9　（略）

（航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、航空機検査官、整備審査官、養成企画調整官、航空従事者試験官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官、交通管制安全監督官及び国際調整官）

**第百二十四条**　安全政策課に、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官一人、安全管理推進官三人、運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、航空機検査官十二人以内、整備審査官、養成企画調整官一人、航空従事者試験官十三人以内、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人、交通管制安全監督官七人並びに国際調整官一人を置く。

2　航空事業安全監査室は、航空機（無人航空機等（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機及び同法第八十七条第一項に規定する航空機をいう。）を除く。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）の航行の安全の確保及び航空機の整備に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査に関する事務をつかさどる。

3　航空事業安全監査室に、室長を置く。

4　乗員政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機に係る航空従事者に関する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明並びに運航管理者の技能検定に係る試験制度に関する企画及び立案並びに国際機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　航空機に係る航空従事者の養成に関すること（養成企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　航空機に係る航空従事者の医学的な適性を確保するための航空身体検査証明に関すること。

5　乗員政策室に、室長を置く。

6～9　（略）

10　安全政策企画官は、命を受けて、安全政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

11　（略）

（削る）

（空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官並びに空港保安防災教育訓練センター）

**第百二十二条**　（略）

2～6　（略）

7　空港保安防災教育訓練センターは、第三項各号に掲げる事項に関する対策のうち技術に関するものについての知識及び技能を習得させるための講習の実施に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8・9　（略）

（空港安全室及び航空保安対策室並びに安全管理推進官、無人航空機企画調整官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官、交通管制安全監督官及び国際調整官）

**第百二十四条**　安全企画課に、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全管理推進官三人、無人航空機企画調整官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに交通管制安全監督官七人及び国際調整官一人を置く。

（新設）

（新設）

（新設）

2～5　（略）

（新設）

6　（略）

7　無人航空機企画調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌事務のうち、無人航空機に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。